**◇全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一三号）（厚生労働省）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和四年一〇月一日とすることとした。

**◇全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第一四号）（厚生労働省）

一　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（二の2の㈠において「新法」という。）第六七条第一項第二号に規定する政令で定める額は、二八万円とすることとした。

2　1は、次の㈠及び㈡のいずれかに該当する者については、適用しないこととした。

㈠　療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者について当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。以下この㈠において同じ。）中の所得税法第三五条第三項に規定する公的年金等の収入金額及び前年の合計所得金額から所得税法第三五条第二項第一号に掲げる金額を控除した金額（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が三二〇万円（当該世帯に他の被保険者がいない者にあっては、二〇〇万円）に満たない者

㈡　市町村民税世帯非課税者

二　施行期日等

1　この政令の施行の日前においても、一による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（2の㈠において「新令」という。）第七条第一項から第三項までの規定の施行のために必要な準備行為を行うことができることとした。（附則第二条関係）

2　経過措置

㈠　この政令の施行の日から令和七年九月三〇日までの間において新法第六七条第一項第二号の規定が適用される者が受ける新令第一四条第三項に規定する外来療養についての同項の高額療養費算定基準額は、新令第一五条第三項の規定にかかわらず、六〇〇〇円と、当該外来療養に係る新令第一四条第三項各号に掲げる額を合算した額（その額が三万円に満たないときは、三万円）から三万円を控除した額に一〇〇分の一〇を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五〇銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額の額が一万八〇〇〇円を超えるときは、一万八〇〇〇円（七五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、その額が九〇〇〇円を超えるときは、九〇〇〇円）とすることとした。（附則第三条第一項関係）

㈡　㈠が適用される場合における高齢者の医療の確保に関する法律施行令第一六条第一項の規定の適用については、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「六〇〇〇円と、第一四条第三項に規定する外来療養に係る同項各号に掲げる額を合算した額（その額が三万円に満たないときは、三万円）から三万円を控除した額に一〇〇分の一〇を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五〇銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五〇銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額（その額が一万八〇〇〇円を超えるときは、一万八〇〇〇円）」とすることとした。（附則第三条第二項関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年一〇月一日）から施行することとした。

# 政　令

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第一号**

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令

内閣は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの

二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者若しくは特定子ども・子育て支援施設等の確認又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの

三　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）による住民基本台帳に関する事務（第八号に掲げるものを除く。）、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による中長期在留者の住居地の届出若しくは外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）による特別永住者の住居地の届出に関する事務、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）による個人番号の指定に関する事務又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）による住居表示に係る事項の通知に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの

四　住民基本台帳法による戸籍の附票に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの

五　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務